

佐賀県告示第329号

佐賀県同和対策推進協議会設置規程（昭和48年佐賀県告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月14日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>（幹事及び幹事会）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 幹事は、危機管理・広報課長、消防防災課長、人権・同和対策課長、こども未来課長、まなび課長、地域福祉課長、長寿社会課長、医務課長、健康増進課長、生活衛生課長、雇用労働課長、商工課長、生産者支援課長、農産課長、水産課長、建設・技術課長、下水道課長、農山漁村課長、農地整備課長、建築住宅課長、職員課長、税務課長、<u>市町村課長</u>、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び教育支援課長をもって充てる。</p> <p>3～5 略</p> | <p>（幹事及び幹事会）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 幹事は、危機管理・広報課長、消防防災課長、人権・同和対策課長、こども未来課長、まなび課長、地域福祉課長、長寿社会課長、医務課長、健康増進課長、生活衛生課長、雇用労働課長、商工課長、生産者支援課長、農産課長、水産課長、建設・技術課長、下水道課長、農山漁村課長、農地整備課長、建築住宅課長、職員課長、税務課長、<u>市町支援課長</u>、会計課長、人事委員会事務局副事務局長、教職員課長、学校教育課長、人権・同和教育室長及び教育支援課長をもって充てる。</p> <p>3～5 略</p> |

附 則

この告示は、平成27年7月15日から施行する。